

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 産業建設部 商工観光課

① 監 査 の 期 間 令和 5 年 10 月 2 日から
令和 5 年 10 月 31 日まで

② 日程及び実施場所

●概 要 聴 取 令和 5 年 9 月 27 日（監査委員事務局）
●備 品 検 査 令和 5 年 10 月 17 日（商工観光課執務室）
●監 査 講 評 令和 5 年 11 月 13 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度(令和 5 年 8 月末日現在)における商工観光課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 前回の指摘・注意助言事項の検討・改善が行われているか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ④ 事務事業の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

- ⑤ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑥ 業務に潜在するリスク管理（チェック体制）の整理は適切に行われているか。
また、その体制は有効に運用されているか。
- ⑦ 各種の契約が、契約の公平性、透明性を確保しているか。
- ⑧ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑨ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑩ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑪ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑫ 事務処理等のチェック体制は適正に行われているか。
- ⑬ その他特に必要な事項

4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
文書事務について	公用車による旅行命令書やその他の文書で、文書番号が付されていない文書が多数見受けられた。	直方市文書規程第 8 条 文書には、課又は係ごとに次の各号により、文書管理システムを用いて文書記号及び文書番号を付さなければならない。ただし、通知書、案内書その他これらに類する文書のうち軽易なもの及び申請書、届出書その他これらに類するものであって 1 件ごとの收受登録になじまないものについては、この限りでない。	文書管理事務マニュアルにも文書番号は「必須」とされている。特に、旅行命令、回答が必要な依頼文書及び会議の出欠状況に関する文書などは「軽易なもの」には該当しないため、文書番号を付す必要がある。今後、規定に沿った事務処理をされたい。
	依頼や照会などに関する文書において、回答時に起案しているものが多数見受けられた。	直方市文書規程第 10 条 各課の文書取扱担当者は、配布を受けた文書を次の各号により速やかに処理を行わなければならない。 文書管理事務マニュアル 即日又は 2、3 日以内に回答できるような軽易な照会については、收受登録を省略して回答の起案登録の際の添付文書として登録することができる。	回答に日数がかかる文書については、速やかに收受の事務処理を行う必要がある。また、文書管理事務マニュアルで、一往復の文書など対となる文書がある場合は関連文書の登録が必須とされているため、関連文書の登録も行い、規定に沿った事務処理をされたい。
契約事務について	直方市中心市街地エリアマネジメント業務委託について随意契約を行っているが、随意契約理由書・契約締結伺と見積提出依頼書の根拠法令が異なっている。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 同項第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	随意契約に関する事務については、直方市契約規則第 17 条により、原則として 2 名以上の者から見積書の徴取が必要である。 一者特命随契を行う場合は、根拠法令とその内容を確認され規定に基づいた適正な事務処理をされたい。また、適切な積算に基づき、契約金額の妥当性についても十分検討されたい。

契約事務について	警備委託業務や消防設備保守点検業務について、それぞれ一者特命随契を行っているが、随意契約する理由が根拠法令と一致していない。 《随意契約する理由》 ○施設の構造・設備においても熟知しており、有利である。 ○受託できる業者が他にいない。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 同項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。 直方市契約規則 18 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による額は、次に掲げるとおりとする。 (中略) (6) 前各号に掲げるものの以外のもの 500,000 円を超えない額	左記第 5 号は、天災地変その他非常緊急の場合等。 同第 6 号は、打ち切った工事の再起工のとき、関連工事等を履行させるとき及び契約時期を失するとき等。 警備委託業務を長期継続契約ではなく、理由があつて単年度で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約を行う場合でも、直方市契約規則第 18 条による限度額の範囲内であれば、見積合わせをすべきと考える。 また消防設備保守点検業務についても市内の登録事業者は 1 者ではないため見積合わせが必要となる。随意契約は原則として 2 名以上の者から見積書の徴取が必要であることを踏まえ、今後、同様の契約事務についても適正な事務処理をされたい。
	土地賃貸借契約書 (直方市上頓野 126 番地 2,052 m²他 以下 9 件の契約書) において、いずれも契約金額が 1 万円以上の契約であるが、収入印紙が添付されていない。	印紙税法第 2 条別表第一 (課税物件 番号 1 物件名 2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書	契約書に記載された金額が 1 万円以上の場合には、それぞれの契約金額に応じた収入印紙を添付し、適正な事務処理をされたい。

所有する備品については、移管後の備品票が貼られていないものが数点見受けられたが、概ね適正に管理されていた。

金券類等受払簿で管理されているのは、切手のみであったが適切に管理されていた。コピー用紙の供給量においては、ペーパーレス化の取組により前年度よりも半減している。

文書事務や財務事務において、改善、検討を要する事務処理が見受けられた。法令、条例、規則はもとより、文書管理事務マニュアル、財務の電子決裁マニュアル等を参考に注意・助言等の内容を確認し適正な事務処理を望むものである。